

令和3年白浜町議会第2回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 令和3年6月22日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において9時56分開会した。

1. 開 議 令和3年6月22日 9時57分

1. 閉 議 令和3年6月22日 11時31分

1. 延 会 令和3年6月22日 11時31分

1. 議員定数 14名 欠員 1名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番		
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主任 鈴木 保典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副 町 長 林 一 勝
教 育 長 豊 田 昭 裕
富田事務所長
兼農林水産課長 古 守 繁 行 日置川事務所長 石 田 健

総務課長	愛須	康德	税務課長	岩城	祐朗
民生課長	中本	敏也	住民保健課長	泉	芳明
生活環境課長	廣畑	康雄	観光課長	寺脇	孝男
建設課長	玉置	康仁	上下水道課長	清水	寿重
地域防災課長	木村	晋	会計管理者	玉置	孔一
消防長	久保	道典			
教育委員会					
教育次長	榎本	崇広	総務課副課長	山口	和哉

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第2号 | 令和2年度白浜町継続費繰越について |
| 日程第2 | 報告第3号 | 令和2年度白浜町繰越明許費繰越について |
| 日程第3 | 報告第4号 | 令和2年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について |
| 日程第4 | 議案第35号 | 物品購入契約の締結について |
| 日程第5 | 議案第36号 | 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第37号 | 白浜町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第38号 | 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第39号 | 白浜町議会議員及び白浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第40号 | 令和3年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第10 | 議案第41号 | 令和3年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第11 | 議案第42号 | 令和3年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第12 | 議案第43号 | 令和3年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第13 | 報告第5号 | 令和2年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について |

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第12

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和3年第2回定例会第4日目を開会します。日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

本日延会後に、議員定数等検討特別委員会、総務文教厚生常任委員会、観光建設農林常任委員会の開催をお願いいたします。

次に、当局側議場座席のマイクの不具合により税務課長、民生課長の座席を変更しておりますのでご了承のほどお願いいたします。

以上で終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

（1）日程第1 報告第2号 令和2年度白浜町継続費繰越について

○議長

日程第1 報告第2号 令和2年度白浜町継続費繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議長

11番 溝口君

○11番

いっぺん確認をしたいと思います。富田中学校の体育館ですね。工事の工法の変更であったりとかで遅れると、一度報告を頂いたんですけども。

再度、せんだって近くまで行ったんでグルッと一周してきました。大体仕上がってきてるかなど。

体育館ができましても後の旧の体育館であったりとかプレハブの柔剣道場ですとか、私の時の体育館の横の木造の昔の旧の音楽室とかの解体等もあると思うんですけども、そこらへんの一連の工程というんか、今建てている体育館の竣工はいつ頃であって、付属する関連の工期の予定というんですか、それを教えてもらいたいなと思います。

どうですか。

○議長

番外 教育次長 榎本君

○番外（教育次長）

富田中学校体育館屋外運動場の進捗状況ですが、繰越しをさせていただきまして、コロナ関係で伸びておったところですが、繰越しをさせていただいた時に6月末ぐらいを目途にしておりましたが、現在の進捗では7月末までにはどうにか工事検査まで終わりたいなという状況で進んでございます。大方終わっておるんですけども、中の例えば備品とか椅子であったり、緞帳であったりそうしたものも現在発注しております、建屋工事請負の関係では7月末には終わるであろうと見込んでおります。

生徒たちが使えるようになってくるのは、夏休みの8月ぐらいからなんですけども本格的に授業で使うとなれば、2学期からというような予定で、これまでもご協力いただきました建築委員会さんであったり、様々な方々に夏休み中、恐らく盆を過ぎるかも分かりませんが、そのくらいのところでご案内して建物自体のお披露目といたしますか、そういう式をコロナの中で少し縮小しますが、執り行っていきたいという予定で進めてございます。

以上です。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

あと残りの一連の旧の建物のそこらの解体予定はどうなっているんですか。それは今年度中ぐらいにみな終わるんですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

体育館の周りの側溝であったり、そうしたものも順次やっていますし、同時に秋から冬にかけて解体作業が行われまして、基本的には特に大きな問題がなければ年度内という予定で進めております。

○議 長

他にございませんか

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第2号は以上で終わります。

(2) 日程第2 報告第3号 令和2年度白浜町繰越明許費繰越について

○議 長

日程第2 報告第3号 令和2年度白浜町繰越明許費繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第3号は以上で終わります。

(3) 日程第3 報告第4号 令和2年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について

○議 長

日程第3 報告第4号 令和2年度白浜町水道事業特別会計予算繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第4号は以上で終わります。

(4) 日程第4 議案第35号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第4 議案第35号 物品契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

14番 水上君

○14 番

お尋ねします。ここに物品明細書上がってるんですが、主だったものの取り扱い、説明、これだけでちょっと分かりにくいのとそれから金額ですね、今回入札金額出ておりますのでその説明いただけたらと思います。それと、この内容について、救急救命士さんていますでしょ、その救命士は気道確保とかそういうこともできるんでしょうか。それと、もしできるんだったら、ここに資機材の中でどれを使ってそういう措置をしますか。それを説明してください。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番 外(消防長)

この金額というのは各1つずつの金額をとということでしょうか。

○議 長

14番 水上君

○14 番

主だったものでいいんです。やっぱり大きな予算ついてるものであるとか。それから例えば、ここにあるような20、21のようなのは要らないんで。この高規格救急車に搭載されるものっていうのがちょっと分かりにくい明細があるので、資機材もあるので教えていただけたらと思います。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番 外（消防長）

すみません。個々の値段というのが手持ちにありませんので、また報告させていただきます。それから、気道確保の器具なんですけども、この4番の救急搬送用人工呼吸器これは違います、すみません。それも調べて報告させていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第35号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

（5）日程第5 議案第36号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第5 議案第36号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第36号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第36号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第37号 白浜町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第6 議案第37号 白浜町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

○議 長

5番 正木君

○5 番

これについては賛成ですけども、湯崎から一部東白浜までの間に歩道にタイルちゅうんかな、そういうのが損傷、めくれ、凹凸、いろんなあって車椅子も障害者もね、難儀しているような状態のどこあります。

で、そこらも再度ね、この議案第37号というのは移動の部分についての障害者やとか高齢者に相当光あててるような部分あるんでね、エレベーター、バリアフリー共どもですけども、歩道に敷き詰めているこれぐらいのタイルが割れたったり、半分浮いたある、つまりきで高齢者は特にそこで引っかかって何人も私が起こしました。だからそこらも含めてね、町内日置地区もおそらくあると思いますけども、そういうところを点検してね、メンテしたってください。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外(建設課長)

ただいま正木議員より歩道関係の移動という補修関係のご質問をいただきました。

この議案につきましては、東京オリンピック、パラリンピック等の関係もございまして、国の基準のとおり白浜町の条例を適合させていくということになってございますが、今ご指摘いただいたところにつきましては、県道であり、国道、町道とあるわけですけども、そこのご質問のところはおそらく県道付近かなというところになってございまして、一応その中

でも歩道整備計画というものを立ててございます。それは、大きな改良とかいうことになるんですけど、今おっしゃられるタイルが割れていたり不具合がある箇所、これについては、私どもも点検して県の方にも修繕していただくよう要望をしております。

○議 長

ほかにございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。お諮りします。
議案第37号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第38号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第38号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のする基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第38号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第39号 白浜町議会議員及び白浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議 長

日程第8 議案第39号 白浜町議会議員及び白浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

参考資料24ページの関係で、条例の内容に(1)から(3)まであるんですけども、予算的には1人65万円ほどということを知っているわけなんですけど、いわゆる選挙運動用の自動車の範囲やとか細かい問題について、昔だったら軽トラで乗っていてもかまんでいうようなこともあったと思うんですけども、そういう細かい話については条例ではなく選挙管理の規程で補うということですか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外(総務課長)

今、楠本議員からご質問をいただきました。今までであれば自家用車だったり議員が言われた軽トラックを選挙運動用の車で使うということですが、今回予算上げているのは、例えばレンタカーを借りるとか、そういう形での予算化をさせていただいています。そうでないと、自分の車を使うということでは費用はかからないと思うんですけども、今回、来年の選挙を迎えてすべての候補者の方がレンタカーを使う可能性もありますので、その辺で予算の方を計上させていただいているというところです。細かい内容については、またきちんと詰めていきたいと考えております。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

今の関わりですけども、例えばレンタカーそのものやと、車そのものや、とっていうふうなことで捉えてええんか。例えば、その上にデコレーションていうんか、氏名なりの掲示をする看板をかけて走るわけなんですけど、そうした部分についてはまるっきり関係ないと、自動車であるということによろしいか。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外(総務課長)

ご指摘のとおり、車の借りる部分での公費補助ということで考えていただけたら。

○議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第39号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第40号 令和3年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定について

○議 長

日程第9 議案第40号 令和3年度白浜町一般会計補正予算(第2号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

○議 長

7番 小森君

○7 番

補正予算書の29ページです。

目3向平キャンプ村運営事業費で、この度88万円の補正予算が計上されてます。3月の予算委員会でもですね、非常に老朽化した施設でありますので、できれば指定管理に移行する時にですね、てげげ施設の整備をお願いしますというようなことを申しております、今回補正額で備品購入費等が計上されてます。どのようなものを購入し、また今後必要なものがあれば、どういう風に向平キャンプ場をですね、支援できるのかということをお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外(日置川事務所長)

今、小森議員の方からですけども、向平キャンプ村運営事業の補正費についてご質問あり

ました。88万円の内訳ではございますが、冷蔵庫の購入費と自転車購入費を考えてございます。

自転車につきましては、マウンテンバイク5台、またバイクラック4台、工具セット2台、空気入れやベンチなどを予定しているような状況でございます。今後につきましては、必要に応じては補正予算も考えてはいるんですけども、できるだけ国県の補助金なども考えながら行っていきたいと考えております。

○議 長

7番 小森君

○7 番

ありがとうございます。おそらくバイクセットというのは、先日、上富田町3町そして古座川町が、既に運用しているサイクリング関係のことにつながるかもしれませんが、今の備品購入費の説明でおよそ分かりましたけども。

実はですね、コロナ禍の中にあって当初入村っていいですか、利用があまり見込めないんじゃないかっていうことを考えられていたそうでもありますけども、幸いにもコロナ禍の中であって利用する方々が非常に多いというふうに聞いております。さまざまな理由で向平キャンプ場を利用されてると思うんですけども、非常に古い施設でありますので中には電源設備が整っていない、ワイファイが整っていないというようなことがあります。最近では、短期でありますけど、滞在してそこでリモートっていいですか、そういうようなことに使われる利用者もいると思われまして、そういう点はいかがなものでしょうか。最後にお願いします。

○議 長

番外 日置川事務所長 石田君

○番 外（日置川事務所長）

今、小森議員の方からワイファイや電源設備の話をいただきました。

当初、指定管理の南紀州交流公社の方からも同じような提案がございまして、私どもとの協議の結果、国県の補助ですけども投入しながら計画はしておったわけなんでございますが、それより先にホームページや一部の媒体ですか優先しまして、今回、南紀州交流公社の理事会の方でワイファイと電源設備の方は見送ろうかというふうな話はいただいてございます。

今後、進めていく中でまた考えていきたいと思っております。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

予算書の35ページ36ページにわたるところで、教育費の電子黒板等購入費についてお伺いします。

参考資料は26の9、資料としては一番最後のページなんですけども、今回電子黒板23台の購入を令和3年で計画しているということで、設置目標は88台ということはどういうところに設置するのかっていうところをまずお伺いしたいんですけども、例えば、中学生の中でも高学年にするのか、各学校ごとに配布するのか、その辺の詳細を決めていたらお教え願えますか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

電子黒板につきましては、3カ年で普通教室88台を整備する予定としてございます。3カ年というのは、令和6年の電子教科書の導入に向けて電子黒板がないとなかなか授業の展開が難しいという状況がありますので計画したところでございます。本年は3分の1の台数という見込みの中で予算を措置していただいておりますので、その中で入札して入る台数を確保していきたいということになります。

配属先っていうんですかね、その考え方につきましては、入札してどれだけの台数が確保できるかによって違ってきますけども、校長会を通じてですね、現状を把握しながら優先順位を決めていきたいなと思ってございます。中学校の方から進める方がいいのか低学年の方がいいのか、例えば今、電子教科書のモデル校に対して先に支援していくのかっていうようなこともありますけども、現状の学校の運用を見ますとやはりそれぞれの学校に必要なので、ある程度の人数割りとかそういうのを煮詰めて学校の校長会で決めていきたいなと思ってございます。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

今の次長のお話ですと、令和6年に電子教科書を正式に取り上げて運用していくということですけども、それまでの間は実際に運用できないっていうか準備段階っていう形でとらまえてた方がいいですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

現在、学校現場で確認しておるんですけども、電子黒板も当然必要なんですけど、まずはやっぱり回線を速度上げないとなかなかつながらない状況がありまして、私は5分間くらいおったんですけども、5分間つながらない状況があります。

これにつきましても9月に解消する見込みでありますので、学校現場の展開をどのようにしていくかっていうのは、今手探り状態で運営しておりますので、だんだんと文部科学省の指針であったり運用の形なんかは確認できてくると思いますので、そういう状況を判断しながら必要などころへ優先的に配置したいなと思ってございます。

○議 長

13番 堅田君

○13 番

行き先はこれといって決められていない、校長会の中で決めていくってことではしょうけども早くかかった方が得なようなイメージがあつて。格差がならんような感じで進めていただけないと思います。

例えば、白浜町内だけではなくに他の市町村でも同時進行で動いてくると思うんで、早く確保して電子教科書なんかも揃えていただきたいということと、教員のスキルアップじゃな

いですが、教える側にもそれなりの経験がなければなかなかスムーズにいかないと思うんですね。他の市町では、教員だけではいっぱい状態になっているので、補助員だとかってということも1クラスに1人とか、ちょっと細かいところは分かんないですけども、そういうところも踏まえて今後取り組んでいていただきたいと思いますので、その辺のところは計画されてますか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

学校現場を確認いたしますと、展開のあり方であったり授業への取り組みの中身ですね、どういう場面で使うかっていうのは、現在のところその指標っていうものが特に出ておりませんので、先生方それぞれが工夫されてテスト的に運用されてございます。

これが電子教科書っていう運びになってきますと、そこでの教科書、例えばタブレット、電子黒板、掲示のさし方とかですね、この時間帯のこの授業についてはデジタルでいきましょうか、この部分については書面でいきましょうかっていうようなところへんが、ある程度指標として出てくると考えてございますので、そういう状況も踏まえないと各学校の思いっというんですかね、進んでタブレットを使えるような先生方は使いにかかるとは思うんですが、それで授業として正解なのかどうかというのは、現在実証実験してますので、そういう状況を踏まえながら各学校へ展開をかけていくということになってくるかと思えます。

電子教科書を先進的にいれてる学校においても、電子教科書自体に展開さす時に状況が困難な場合があるっていう情報もありますので、そういうのも全部状況を見ながら進めていくことになると思います。

○議 長

10番 松田君

○10番

35ページの目6教育諸費の説明で学校情報セキュリティポリシー策定業務とあるんですけども、具体的にどのような業務なんですか。教えていただけたら。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

現在タブレットが各生徒に配られてございます。当然、学校の中での運用っていうのはある程度セキュリティもかかってございますし、使い方によってアイディ、パスワードを全部設定するんですが、そうしたところのセキュリティ関係の基本的な部分はある程度全国的につくられていますので、うちの方でもつくってございます。

最終的なタブレットの例えばオンラインでのあり方とか持って帰ることを許可する場合のその保護者さんへの通知であったり、損傷が生じたときに故意的なものか自然的にどうしてもという状況なのかっていうことの使用方、また損傷を与えたときの責任のあり方とか、そういうものをきめ細かくつくっていく必要がございまして、それをつくるための委託料としてある程度専門的なところもお教えいただかないと担当では分かりにくい部分がありますので、計上させていただいたところでございます。

○議 長

10番 松田君

○10 番

パソコンを使用するということで、セキュリティとかそういう面での対策になるかと思うんですけども、パソコンで自分でいろいろ検索もできると思うんですよ。子どもさん、変なサイトっていうたらあれなんですけど、そういうところの対策じゃないんですけど、そういうのはどうされるんですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

現在、配布しているタブレットにおきましても、学校現場でインターネットへ接続は可能です。そうした場合にあまり好ましくないサイトといたしますか、セキュリティをかけなくてはならないサイトへのアクセスはできないようにシステム上してございますけれども、これも新しいサイト、ウイルスが同じような形でですね、なかなかセキュリティをくぐって出てくる部分もありますし、どの辺までがセキュリティ部分があるのか難しいところがありますんで、そういう運用を学校現場の中で当然やっていかなあきませんが、学校現場でそういうサイトへアクセスするというは、ちょっと考えにくいなというのがあります。

やはり、持ち帰り等々が生じたときにそれは十分可能でそれをチェックするところがないので、まずは啓発とある程度のセキュリティのシステムをタブレット単体へ入れていくというような状況で管理していくことになろうかと思えます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

31ページの町道吉田線の関係でお聞きします。

参考資料の26の6でこの物件補助の関係やけども、ここの吉田線の関係については、かなり道があっちこっちようけ飛びさがいたあって、県道白浜線までずうっと行くこの赤いところから行くまでの部分と、それからJRの線まで行く部分と、途中で広がっているところございます。そいと、名前いうてええか悪いか知らんけど、尾原さんそこへ行くところかなり狭い、中から来てこっちへ曲がるんはかなりと思うんやけども、この物件補償費でどこを指しているんか。その点についてお聞きしたいと思えます。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま楠本議員から町道吉田線の物件補償の場所的なご質問をいただきました。

参考資料26の6で黒く塗って帯状に長くなっているところのちょうど農林の方から来た交差点といたしますか、五差路になっている交差点ところあたりになるんですけども、そこに倉庫が3棟、車庫が2軒ということと、そして中央から右向いて少し飛び出た色ついているところ、そこに合併浄化槽がございますのでその分の物件補償をプラス、関電柱関係とかNTT関係柱というところの補償を今回提示させていただいています。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

三差路のところを中心としてやるということやの。県道白浜線から入ってくるやろ。ほいたら三差路になったあららよ。真っすぐ行ったらあぜみちの方へ行く道あると思うんやけども。ここの三差路のいわゆる両サイドの物件補償ということですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ちょうどその交差部のところもそうですし、そして中方面へ向かっていくこのJR踏切の方向いてに關しましても拡幅が入ってくる場所につきましては、物件対象が出てきます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

JRのところはかなり狭いと思うんです。ほいて、家建って無かって屋敷を回らなんだら栄の方へ向いて行きにくいという部分があるんやけども、ここのいわゆる物件補償ということやのう。あの土地のことやって言うてんのう。そいと、太いとこあるやろ、赤い太い線、そこからここまでJRのどこまでの分は入ってないんですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

今回の事業に關しましては、そこも含んだ延長244メートルということで、拡幅が6.5メートルにするような形になっています。ただ、議員おっしゃるようなところどころ幅員の幅も取れている箇所もございます。その辺も統一して6.5メートルということできせていただきます。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

関連です。同じ場所なんですけど、この図面でいうと赤い道路の交差点のところ、あるいはこの下へ向いて用水があると思うんですけど、上部へサ蓋を掛けるとか、せんでも6メートル、今言われた6メートル何がしということは確保できるというふうなことでとらえてよろしいか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

この図面の中央から下向いての飛び出しているところ、路線的にはちょうど吉田古川線というところになってくるんですけども、ここの取り合いにつきましては、現幅員では全然足りませんし、用水路を蓋しても6.5メートル等々は取れないような形になりますので、そこを考慮してですね、付け替えであるとかいろんな田んぼ側を広げるとかというところを詳

細的に決めて設計したいと思います。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

1点、2点ほどお聞きいたします。

予算書の27ページをお願いいたします。27ページの目3農業振興費であります。節12の委託料、人・農地プラン図面作成業務委託料と55万円ほどですか計上されてます。

これは、具体的にどんな感じにつながっていくんですか。今回、農業法人をずっとこれから取り組んでいくと、そのような話でありますけどもそういった農業法人設立に向けての一貫の作業になるのかどうか、そこら辺もうちょっと詳しく教えてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

これは農業法人の設立とは関係ない部分でございます。実は令和2年度中にこの人・農地プランは既に作成している、これは国と県の方に届け出をしているところになってくるんですけども、まずこのところの実質化をする作業が必要であるということで、地域の方に入って図面を作ってこの土地をどうしていくか、いろんなことをやってまいりました。それで、人・農地プランの地域になっていたのが、日置川流域とか南白浜になるんですけど、そこ以外の地域についてもやっていこうかということで、今回の費用を計上いたしまして、また地域の方と相談していくというための費用でございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

今の課長の説明で具体的に、この図面を作ってどんな図面かもうちょっと詳しく説明してほしいんです。それをどういうふうにするかっていうのを私意味が分からないんですけども。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

具体的に申し上げますと、地域の農地すべてにわたって図面をこしらえます。その中でこの田んぼは作っていないとか作っているとか、そういったことを一つ一つ図面に落としまして、これを例えば集約化していくには地域の中で話をし、この人に持っていこうかとかそこまでつながればいいんですけども、そういった地域の課題とかその辺りも把握していただくために地域の方々にも入っていただけて、そういった懇談をするというために使う資料でございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

ほ場整備事業している地域、していない地域関係なしにこれから計画的に白浜町と日置川

町入れた今の新白浜町のそういった農村地域ちゅうんか、各地域で順番に作っていくということなんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、人・農地プランの実質化というのは、国の制度の中で地域を指定して人・農地プランというのを作りなさいということで、言葉として書面で作った農地プランを作ってます。それを作っているんですけど、全国的な課題といたしまして、それが地域のものになっていない、実質化できていないというふうなことの中で、人・農地プランを作成している私どもの町で言いますと、南白浜それから日置川流域、こういったところについてまず平成令和2年度中にそれをやりなさいというのが、国の中で指針として示されました。それをもちまして昨年度予算でそこを実質化するための作業をしてたんですけど、やはり人・農地プランを作っていない部分はどうなるんかというふうなことも農業委員会の中から意見もいただきまして、やっぱり私どもとしましては、他の地域もすべて同じような作業をしていくことが必要であろうということで、今回予算をお願いしたものでございます。それで、今回白浜の部分は入っていないんですけど、元々白浜とういうのはそのところ適していないという部分がございますから、西富田、北富田、東富田ここをやることによりまして、ほぼ町内の全域の作業が終了するということになります。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

他の質問、その下の22の償還金の利子の分ですね。過年度県支出金精算返還金ですか、これは多面的機能支払事業交付金で49万3,000円ほど返還になっております。これは、3年に1回か5年に1回の精算をして残ったお金を返還という形なんですか。それとも何か各地域で作業をやって不適切な支出があったから、返還せなあかんとか返還金になったんか、そこらへんを説明してもらえますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただいまご質問の部分でございますが、まず多面的機能の49万3,000円は議員おっしゃるとおり事業が精算できた段階で使っていない部分を返すというふうなものでございます。

それから中山間地域等直接支払交付金という方でございますが、この制度は取り扱いをされております中山間地域等直接支払交付金実施要領というのがございまして、その中に交付金が受けることができる対象者というのが定めてございます。これは集落にお金がいってからその方に支払うという作業でこの方オッケーよというふうなことになるんですけど、その中の部分で、当該協定参加者農業者で農業従事者1人当たりの農業所得が同一県内の都市部の勤労者1人当たりの平均所得を上回る場合を除くということになってございます。

当初、集落から上がってくる申請や精算の中では皆さん支払われるということで、当然その部分については、当初各集落の方にもそのような説明をしますから、そういった取り扱

いをしていただけてるということで思ってたんですが、実は会検とかそういったもので県の方から細かな部分の調査が入りまして、私どもも一人ひとりの所得額を聴いていく中で約2名の方が、この所得額を超えていたということが分かりました。従いまして、その方につきましては、個人に誤って支払っている金額46万7,000円を回収しまして、国と県にその分をお返しするという作業をさせていただくということでございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

もう一点、多面的機能の分でありますけれども、最初の呼び方が農地水環境保全だったかな、そがな活字で当初1地区、2地区ぐらいからスタートしてこれがだんだんと広まって、今、白浜町のほとんどの地域で組織化されて国が50%、県が25%、市町村が25%というふうになってます。この中でいろいろ作業的に年に1回の収支報告等を各団体がやって農林の方に各地域から提出をしてチェックをしてと。その中で当初、人件費の分について支払いが可能であるとかいろいろな作業について外注できないとか色々あるんですけども、農林として各地域から作業チェックですね、年に1回の収支報告きたときに主にどういった形で資金が使われているんかとか、その辺について各地域でずっとうまいこと交付金を使っているなあとか、そこら辺の農林としての見解はどうかなど。この補助事業が始まって十数年がたちます。その間、国が50%、市町村がその残りの半分を支出して、当初の金額からかなりの金額に町の負担も増えてきてるんですけども、地域にとったらありがたい面もあるんですけども、これが毎年入ってきてどういう風に各地域が有効に使われているんか、検証されたことはあるんか、そこら辺についてどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず有効であるかないかの解釈については非常に難しいところがあると思います。ただ、やはり各地域の多面的機能、農地、水こういったものを維持していく中では、それぞれが必要な作業をされていると思いますので、その部分はすべて有効に活用されていると思ってございます。それでチェックの部分でございますが、確かにおっしゃるとおり、私ども町の職員が各団体の方に役場まで来ていただいて、中身を精査させていただくということになるんですが、県とかからはこういった事をチェックしなさいと。チェック項目の一覧のようなものがございまして、そういった事の中で一つひとつチェックを入れて確認をしていくという作業をしているところでございます。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

補正予算書の20ページ、社会福祉費、社会福祉総務費の18負担金、補助及び交付金、基幹相談支援センター等機能強化事業負担金ということで210万3,000円計上されていますけれども、社会福祉総務費ですんで基幹相談支援センターがこの地方にあってそこへ向いて負担金をしていくことだと思えるんですけども、もう少し具体的に説明していただ

たらと思います。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

基幹相談支援センター、今、西牟婁振興局の中にありますじのわがやっているところ
でございます。障害者支援であったり、相談であったり、事業所の紹介であったりをしてい
るところでございます。その過年度の負担金というふうになります。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

以前、役場の庁舎の前にボランチという相談センターがあったと思います。それから白浜
の垣谷線のあたりへいきました。そこから変更するんだということなんですが、そうした今
の民生課長の話でありますと、振興局の中にそういう相談支援が行う組織が統合されてい
つてあるというふうにとらまえたんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

申し訳ございません。西牟婁振興局と申し上げたのは間違いです。田辺の旧の国立病院の
ところになるんです。すみません、申し訳ないです。市民総合センターの中に統合されまし
て、ぼらんちってというのがあったんですけれども、それが統合されまして田辺にじのわって
いうものができた次第でございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

27ページの農地費と28ページの林業振興費についてお伺いします。

参考資料の26の3に載ったあるんですけれども、矢田の部分と大古のどこにあるんやけ
ども、いわゆる塩害の関係についてお聞きしたいと思うんです。これは老朽劣化によるもの
かそれともどういうことで更新するんかということが一つあります。

矢田の方ではですね、前に塩害で調査に行ったことがあるんですけれども、これも海水がだ
いぶ上がってきてます。この川向いの大古またちょっと駅から行ったとこの矢田の部分もそ
うやけども、ここらについて更新する時期にきているということやけども、塩害の部分につ
いては大丈夫なんかということをまずお聞きします。

それと28ページの林業振興費の田野井地区の間伐及び測量に係る経費でございますけれ
ども、これは森林環境税の譲与税の活性化事業ということでやるわけなんです、これは個
人地であるんか、それとも分収造林地で植林したあるんか、また大辺路森林組合に委託して
やるんか、その点についてお聞きします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず、揚水機場の更新については、老朽化による改修でございます。それで、確かに三共水利組合が以前された場合とかは、塩害の部分の対応とかいろんなことをしたと思うんですが、塩害の部分の対応をどのようにするのかっていうことにつきましては、後ほど答弁させていただきます。

それと、あと森林の整備でございますが、底地の方の所有者が誰かというのは、ちょっと私、今把握はしてないんですが、大辺路森林組合と協議をしまして森林環境譲与税というのが、どのような格好で使っていけるのかということのを昨年来から協議をしましてまいりました。

それで、県からもいろんなアドバイスをいただきながら、このところ例えば、委託事業でやることどうなとかという話をしてきたんですけど、なかなか費用の部分とかいろんなことで昨年来は何もできなかったんですけど、今回、大辺路森林組合の方からこの部分だったらできるよというお話もいただきましたので、大辺路森林組合にこれをお願いしてやってまいりたいと考えてございます。

○議 長

2 番 楠本君

○2 番

前段の部分の塩害の部分については、後ほどでもお聞き願いたいと思います。

それから林業振興の関係です。これは、田辺市も白浜町も上富田町も全部やっているわけなんですけれども、この部分でやっぱり、持ち主がその分収造林地のある場合は個人地であるんか、分収造林地であるんかっていうことによって違ってきます。分収造林地であったらその所有者が広範囲にわたる場合、あとからいざご問題がおきんともかぎらないです。この分についての心配事はあるだろうと思います。私、経験しておりますので。そういうことも踏まえてですね、大辺路森林組合と十分調査した上で実行に移してもらいたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ただいまの部分、個人地の問題とかいろんな部分がやはりあろうかと思います。これは以前に森林の意向調査をした中で、ここはできるかできないかというようなことをいろいろ踏まえた中で当然個人地の問題とかないところから、とりあえず手をつけていこうということでございますので、そのような問題というのはおそらくないというふうに私ども考えてございます。

それと、先ほどの塩害の部分ですが、こちらの方はこれまで塩害がここで起こったという実績がないということで、そういった対策は現在のところ考えてないということでございます。

○議 長

11 番 溝口君

○11 番

先ほど一緒に聞いておけばよかったんですが申し訳ないです。

あと1点、38ページの白浜給食センター費のことで。提案時の説明の時に説明があったかどうかで、あったとしたら申し訳ないですけども、もう一度と思います。

これの12の委託料ですね、委託料マイナス235万4,000円となっております。これは、こういった形でマイナス235万円になったんですか。向こうの、これは確か民間委託をしていますけども、どんな理由でマイナス230万円になったんか、もう一度説明をお願いしたい。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

この件につきましては、当初予算で民間委託を進めておりまして、予算段階におきましては民間へ委託しようということで給食センターまた学校現場と協議をしておったんです。

これにつきましては、これまでの嘱託職員が専門に給食センターの発注業務であったり、そういうのをさせていただいておりまして、退職でして退職期にこの部分については、委託できないかということで栄養士さん含めて進めておったんですが、現場自体をシダックスさんに委託しておるもので発注業務自体も民間委託すると、現状の運用ではなかなか全てが委託業者さんの方へ権限が移ってしまう部分があって、少し衛生上とか管理上っていうんですか、やはりここは直営の部分でもっておかないと、ちょっと今の状況では難しいんじゃないかなという現場の意見が強くてですね、委託から会計年度任用職員へ移行させていただいたということ。

今回、報酬の方で会計年度任用職員のがあがってますけども、当初予算では委託をお願いしたんですけども。実際、運用する段階においてはやはり直営の雇用の方が現状いいということで、振りかえさせていただいている分でございます。

○議 長

11番 溝口君

○11 番

日々の運営は民間さんに業務委託しております。少し前でありまして、この民間委託さんの人の募集の広告がよくチラシを目にして、何人かの町民の方からも民間委託してるけどもよう募集したあるけども、人の出入りが激しいから運営うまくいってるんかと、そのような質問を一人二人の方から聞いたんですけども。

実際のところ、人の募集のチラシが入って、以前から人の関係ですからいろいろ私も聞いていましたけども、今のところ民間委託して、現場がうまくいってるんかどうか、そこら辺どうですか。教育委員会として把握できてるんですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

給食センターを含めて、学校給食もそうなんです。学校だけじゃなくて今回シダックスさんへお願いしてるのは、保育園なんかも入っております。

また、周辺市町におきましても民間委託が進んでおるなかで、同じシダックスさんが委託を請け負うことになったということは、お調べいただいております。

学校現場におきましても給食調理員さんの異動というのは、委託でなくても直営のときも表にはでてきませんが、すぐ辞められるとか体調不良になって辞められるとかいうのは

数多くございました。それが公募という形で、新聞紙上へ業者さんが募集かけたあるので、数的に多くみえるんですけども、私ども経験した中では、応募の募集のあり方的な数からいえば、それほど大きく変わってないかなと思ってございます。やはり、コロナ禍であったり、給食現場の調理員さんが全国的に募集かかっているような状況もありますんで、確かに人を確保するというのは、直営であっても委託であってもなかなか厳しいというのが現状にあると認識してございますけども、給食現場がまわらないというような状況というのは生じておりませんし、人を配置を変えながらですね、必ず自食の調理を確実にやっていただくということで、センター長っていうんですかね、請け負っております責任者の方々と常に協議を行っております。心配なのはありますけども、大丈夫だと思っております。

○議 長

14番 水上君

○14 番

働き方についてなんですが、委託している向こうの雇用の状況ってというのは、向こうが考えて雇用、採用してるんだと思うんですが、やはり業務の兼務っていうんですか、公園の管理業務されている方が浴場の方へ行かれていますとか聞きますけれども、その辺の働き方について問題はないんでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

今、ご指摘いただいたようにそういった形で人員の方まわっていただいている部分はございます。それにつきましては、いろいろと今の現状だけでは難しい部分があるので、どうしてもやはり他のところから助けていただくとか、そういった形でまわしておりますので、最終的には、現場、現場で職員が勤めていただくのが最適だと思うんですけども、現状、今、始まってまだ2年目になるんですけども、そのあたりまだつかめていない部分があるのかなというところで、議員ご指摘のように他の職場の方へまわっていただくというような形で対応させていただいております。

○議 長

14番 水上君

○14 番

公園管理になるといろんな植物の専門的な知識だったり、土の管理だったりあるかと思うんですけども。やっぱり、その辺で将来的に兼務がずっと続いていくものではないと思うんですが、やはり一生懸命公園の管理されて花を育てていらっしゃる職員さんの話、最近は知らないんですがよく聞きました。やっぱり生育について自分たちで研究されてたりしますので、そういう意見も聞いていただいて、その時期がきたらそういう専門知識を生かしていただいて公園管理もしていただけたらと思います。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

先ほどの教育費の委託料と報酬のことなんですけれども、委託料、1人定年ですか、辞め

られて、そしてその仕事を給食の委託業務として業者をお願いをしたということでもあります。それを今回の補正予算で会計年度任用職員の報酬の中で114万3,000円の金額であります。1人の差額については、どのような形に2人ではなしに1人ということなんです。この委託料も1人分、報酬も1人分そういうふうなとらまえ方でよろしいんですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

西富田給食センターの発注業務でありましたり、栄養士さんは県負担職員になりますのでそことの連携と給食現場の委託先のシダックスさんとの給食調理員さんとの連携という部分の方が、今まで嘱託職員として白浜町で雇用されておった。この方が定年退職を迎えるということで、昨年9月頃から学校現場とそのあり方、委託ができるのかどうかというような調整をしておったんです。委託しても嘱託職員制度というのがありませんので、新たな同じ採用はしないというのが白浜町の方針でありましたから、委託がいいのか会計年度任用職員がいいのかということら辺で、学校現場の方からは、会計年度任用職員の費用、賃金のお金ではなかなかその業務がやってもらえないんじゃないかということがありました。

その辺も含めて、委託という形でお願いできたらいいんじゃないかなということで、進めておったんですが、やはりその部分について業者さんへ委託をしてしまうと、学校との連携と栄養士さんとの連携の部分が物すごく希薄になったり、どこかの中で線を引かれるっていう、ここは私の仕事じゃありませんっていうようなことになってくると、ちょっと運用上よろしくないっていうのが最終3月頃に、当初予算でお願いをした段階が終わってからですね、学校の方からあがってきましたんで、予算の段階では委託ということでお願いをしておったんですけども、4月の頭の段階において、会計年度任用職員という形で白浜町の雇用のもとでその業務をしていただかんと指揮命令がうまくいかないなということで、当初、退職された方が2月間、雇用して引き継いでいただくというような状況もありました。

今回は委託料で予算をとらせていただきましたけども、やっぱり委託というのはできなくて、会計年度任用職員で雇用を変えましたので、その部分で委託料を減額させていただいて、会計年度任用職員報酬を増額させていただいたという予算でございます。

1人は1人なんで、委託もしたし会計年度任用職員も雇たんじゃなくて、委託を諦めて会計年度任用職員という形で、嘱託職員さんから会計年度任用職員で新たな人を雇用したという状況でございます。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

次長おっしゃることは分かるんですけども、段取りを組む業者と、県の栄養士の間に入って段取りを組む人だと思うんですけども、仕入れしたり。学校との直接的な話もできるし、現場でできるということだと思うんですけどね、そういった1人に対する雇用、例えば1時間1,000円としたら、その方の働く時間だけではなしに、委託の場合はそういう余分なこともせんなんさかいにということで、この委託料というのがこの金額になったと。

あの私、単純に1人やったら同じ金額でええんちゃうんかよって思うんですけどね、そう

辺はなっとうですかって聞いたんですけども。

今の話でしたら色々この仕事の中身がちゃうよというふうなことになるのかなと思うんですけども、その辺、金額が全然違うのは、普通その仕事こっちへって振った場合に同じ金額あるいは、同じような金額でいくと思うんですけど、かなり会計年度任用職員の倍以上のことで委託料に計算しておったのかなというふうに思うんです。

そのことをお聞きしてるんですがどうですか。

○議 長

番外 教育次長 榎本君

○番 外（教育次長）

ご指摘の部分はあります。同じ仕事でありながら委託だったら高く、会計年度任用職員だったら安く済むのかというこの議論になろうかと思えます。

もともと嘱託職員であれば、同じ仕事の内容でももっと高い費用になってございます。やはり、その部分については、受け入れかける部分もありますし、委託業者と会計年度任用職員であれば仕事の中身が違うのかといえ、それほど大きく変わる部分はございませんが、白浜町の会計年度任用職員制度におきまして、この業務をあてはめても一般の会計年度任用職員のところになります。給料は、この金額でということで募集かけてこれを受けていただける方が、時間帯とかありますからその人の生活の時間帯に給料はこうであっても、この雇用でこの時間帯でということの合う人がいらっしゃったというのは、実際の話ですんで給与面は制度上の問題であります。

これを他の人で金額を上げてというような話で、例えば資格も持ってるとかそういう形ではないといきませんので、現在、精通されておる方が会計年度任用職員として雇用できておりますので、その運用については支障がないんですけども、金額の違いというのは、制度上の問題ということになってございます。

○議 長

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

消防長から先に答弁の関係があります。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番 外（消防長）

先ほど水上議員より高規格救急車の資機材のそれぞれの単価を教えてくださいということと、気送管をどうするのかということをお答えさせていただきます。

まず、議案書8ページの各資機材の値段を定価ベースの消費税抜きでお答えさせていただきます。

1番の救急訓練資機材は226万円、それから監視モニターが288万4,100円、3番目の電動吸引器32万円、4番目の救急搬送用人工呼吸器113万円、5番目の手動式人口蘇生器17万1,100円、6番目の喉頭鏡12万4,000円。

○議 長

主なものだけ抽出してください。

○議 長

番外 消防長 久保君

○番 外（消防長）

そしたら、7番の半自動体外式除細動器が309万7,000円、13番の血圧計で3万4,700円、14番の頸椎脊椎固定搬送用具で9万8,000円、16番のスコープストレッチャーで23万円、それぐらいでさせていただきます。

それから、救命士がおこなえる行為については、気管挿管、静脈路確保、心肺停止患者に対するアドレナリン投与、低血糖の患者に対するブドウ糖投与などができます。それから、気道確保につきましては、6番目の喉頭鏡を使用して器官にチューブを直接入れてするという事です。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

23ページ児童福祉費、保育所費であります。その中の備品の翻訳機購入費60万円、さまざまな外国人の方が来られて、子どもさんということだと思うんですけども、何台で購入されておるのか、特定の保育園に置いてあるのか、役場の民生課の中に置いてあるのか、どのように活用していくのかというふうなことを。1台どれぐらいいるのかなと思ったりするんですがいかがですか。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

翻訳機につきましては10万円のを4園で計60万円となります。やはり、土地柄外国人の方多くございまして、親御さんとコミュニケーションとるのに不都合がでることがございますので、今回翻訳機を購入させていただきたいと考えております。

○議 長

3番 廣畑君

○3 番

分かりました。何か国語ぐらい、例えば中国語であるとか、ベトナムの方であるとか色々あると思うんです。すべて何か国かいるんですか。蛇足ですけど。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外（民生課長）

何か国語いけるかは、申し訳ございません。ちょっと調べさせていただきます。

議員がおっしゃられるように中国の方、ベトナムの方というのが比較的多くございます。

○議 長

後ほど、答えていただくということによろしいですか。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第40号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第41号 令和3年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号) 議定について

○議 長

日程第10 議案第41号 令和3年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第41号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第42号 令和3年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第1号)
議定について

○議 長

日程第11 議案第42号 令和3年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。
（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第42号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第42号は原案のとおり可決されました。

（12）日程第12 議案第43号 白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について

○議 長

日程第12 議案第43号 白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。
（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第43号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議 長

議案審議の途中でございますが、暫時休憩します。

(休憩 11時20分 再開 11時30分)

○議 長

再開します。

南議会運営委員長より報告を願います。

6番 議会運営委員長 南君(登壇)

○6 番

休憩中の議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。

本日、延会後に議員懇談会の開催をお願いします。

次に、本日までに提出のあった陳情書の取り扱いについては、議会運営委員会でご協議いただきました結果、配布にとどめるということになりましたので、お手元に配布しております。

以上で、報告を終わります。

○議 長

先ほど答弁漏れがございますので、答弁させます。

○議 長

番外 民生課長 中本君

○番 外(民生課長)

先ほど廣畑議員から翻訳機のご質問ございましたので、ご答弁します。

翻訳機は約70カ国の言語に対応しております。一つ漏れがございまして、18節負担金補助及び交付金の中に私立保育園の補助がございます。15万円掛ける2園の4分の3補助ということで22万5,000円を計上しております。

○議 長

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は6月23日水曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会します。

議長 西尾 智朗は、11時31分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3 年 6 月 22 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員